

(案)

令和 8 年 6 月〇〇日

(名称) 名護市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

名護市においては、名護バスターミナルを軸に、市域内及び市を跨ぐ路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、名護市の県立北部病院や大規模な商業施設等が市民の日常生活機能を担う中で、幹線交通が病院・商業施設等に向かう唯一の手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要な不可欠な交通として機能している。

また、この幹線交通に通じるコミュニティバス等が支線の役割を果たしている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、本市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、大型商業施設等が市街地郊外へ立地してきているが、中心市街地周辺では、公共交通空白・不便地域が存在し、国道58号名護バイパスには市域内を運行している路線バスを利用して行くことができないなど、住民に不便を強いている状況にある。更に、二見以北地域及び屋我地島内集落から名護市中心市街地等を結ぶ民間バス路線（名護東部線・屋我地線）は、令和6年度途中から路線が廃線となり、公共交通手段の確保が急務であり、住民に不便を強いている状況にある。

このため、地域公共交通確保維持事業により、市街地周辺を循環する路線、二見以北地域から名護市中心市街地等を結ぶ路線及び屋我地島内から名護市中心市街地等を結ぶ路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

令和8年度～令和10年度

○コミュニティバス利用者数：87,067人（現況+10%）

令和7年度実績：88,647人

内訳：循環線：56,616人、二見以北線：14,801人、羽地・屋我地線：17,230人

○コミュニティバスの運賃収入：8,145千円（現況+10%）

令和7年度実績：8,817千円

内訳：循環線：4,700千円、二見以北線：1,835千円、羽地・屋我地線：2,282千円

○コミュニティバスの運行経費：87,070千円（維持）

令和7年度運行実績：87,070千円

内訳：循環線：37,091千円、二見以北線：26,551千円、羽地・屋我地線：23,428千円

（名護市地域公共交通計画 P63、64 参照）

(2) 事業の効果

市街地周辺を循環する路線、二見以北線及び羽地・屋我地路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・本路線のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内配布（名護市）
- ・公共交通の利用促進を図るため、シンポジウム、イベント、啓発活動を実施する（沖縄県、名護市、事業者）
- ・市内のみで完結するバス路線の見直し（名護市、交通事業者）

（名護市地域公共交通計画 P71、76、78 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る循環線、二見以北線、羽地・屋我地路線について、その運行に係る費用総額87,070千円のうち、名護市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数について、乗降調査を実施
- ・路線バス等の公共交通に対する満足度について、アンケート調査を実施

（名護市地域公共交通計画 P126 参照）

7. 別表1の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添の表5のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

・令和8年3月30日（令和7年度 第5回）

【報告】

- (1) 令和7年度第2回名護市地域公共交通協議会議事録について
- (2) 令和7年度第3回名護市地域公共交通協議会書面決議の結果について
- (3) 令和7年度第4回名護市地域公共交通協議会意見聴取の結果について
- (4) 令和7年度第4回名護市地域公共交通協議会書面決議の結果について
- (5) 名護市コミュニティバス（なご丸）利用状況について
- (6) 利用者アンケート結果について
- (7) 住民ヒアリング結果について

【議題】

- (1) 地域公共交通計画の改定方針・スケジュールについて

【主な意見】

- (1) 地域公共交通計画の改定方針・スケジュールについて
 - ・過去のヒアリング結果も含めて、どのように公共交通計画を策定していくかの考えはあるか。
 - ・住民の様々な意見を聞けば聞くほど、多様であると感じた。既存インフラをつぎはぎして改良する形で毛細血管を増やすのではなく、幹線を検討した上で切るべきサービスは切るという判断も必要だと感じた。

・令和8年6月 日（令和8年度 第1回）

【議題】

- (1) 地域公共交通 計画認定申請について

19. 利用者等の意見の反映状況

名護市民（住民、区長、コミュニティバス運行沿線の学校、当該学校に通う生徒の保護者）及びコミュニティバス利用者を対象にアンケートやヒアリングを実施した。調査を実施した結果、路線バスが通っていない地域へ行くことのできるルートであったり、買い物ができる施設をルートに含んでほしいとの意見が多かったことや二見以北地域～名護中心市街地等を結ぶ系統について高校生の通学利用や市街地等への買物、通院に関する関心が強かったため、そちらに重点を置いた計画とした。

また、屋我地地域においては、対象地域の各区長との意見交換や市民アンケート調査を実施した結果、学生の通学利用や商業施設等へのアクセスが特に強かったため、そちらに重点を置いた計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）名護市港二丁目1番1号

（所 属）名護市 建設部 まちなか再開発・公共交通課

（氏 名）金城 佳邦

（電 話）0980-54-1313

（e-mail）yoshikuni-k@city.nago.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。